

あさぎり町公共施設等総合管理計画（案）に対するご意見募集（パブリック・コメント）の結果及び町の考え方について

あさぎり町公共施設等総合管理計画の策定にあたり、広く町民のご意見を参考にするため、パブリック・コメント（町民からのご意見募集）を実施しました。多数のご意見ありがとうございました。

計画の名称 : あさぎり町公共施設等総合管理計画（案）
実施期間 : 平成29年3月1日(水)～平成29年3月20日(月)まで
閲覧方法 : 役場本庁舎・役場各支所・町ホームページ
意見提出方法 : 郵送、FAX、電子メール、直接持参
意見提出者（意見数） : 3名（16件）

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
26	②町民・議会との協働 作成した計画については、町民に公表し、意見を反映するよう積極的に取り組みます。	どの時点で町民に公表するのか、どのような手段で公表するのか。明記して欲しいです。 これまでは町民に公表するのは全てが決まってからで、町を二分する対立に発展しました。 議会に説明し議会の採決を取る前に、町民や関係する団体に説明し、意見を計画に反映してから、採決をとっていただきたい。	ご意見ありがとうございます。 本計画は公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。本計画は平成29年度にホームページで公表し、今後具体的な対策を検討していく中で、必要に応じて見直しを行っていく予定としております。
26	③職員の意識改革 職員が意識をもって取り組むことは賛成です。	本計画を計画通りに遂行するには、本計画専従の担当者(スペシャリスト)を選任して欲しい。もちろん全ての職員さんには本計画のゼネラリストで会ってほしい。 本計画と行財政改革には専従のスペシャリストを育成し、専従させることが大切に思います。	ご意見ありがとうございます。 本計画がスムーズに遂行されるよう、ご意見として承らせていただきます。
27	(2) 財源の不足 今回の総合管理計画では、今後40年間で1,169億6千万円(年平均29.2億円)毎年18.4億円が不足することになっている。	毎年不足する18.4億円をどのように確保するのか、明記してください。 国からの補助金があるのか、過疎債を使えるのか、町資金をどこから調達するのか等を明記してください。その場合の町の自己資金はいくらになるのか。	ご意見ありがとうございます。 本計画は公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。今後、国県費、地方債、交付税等の財源を考慮した具体的な対策を検討していき、行財政改革プランに反映できるよう進めて参ります。また、必要に応じて本計画の見直しを行っていきます。
25	計画期間 5年毎に見直しを行い、10年毎に必要なに応じて計画の改正を行っていきます。	先述のとおり、毎年不足する18.4億の財源をどう手配するのか。この計画書に加筆すべきです。そうでないと5年毎の見直しも不可能ではないですか。 この管理計画は行財政改革プランと連動している訳ですから、行政改革プランと合わせて財源確保のシナリオを明示すべきです。 企業ではこのような場合、資金繰り表を作成します。資金が不足してきますと事業の見直しや資金の新たな確保を検討します。	
27	(3) 町民ニーズの変化 生産年齢人口は、減少を続けています。	人口構成の変化を自然のなりゆきに任せるのはいかがでしょうか。 町政に携わる人達だけでなく、民間の協力も得て、生産者人口を減少から現状維持に、さらに増加をめざす意識を職員も議員も町民も共有すべきです。 町長も議員も選挙公約で産業の活性化を挙げているわけですから、是非とも公約の実現に努力していただきたい。	ご意見ありがとうございます。 国立社会保障・人口問題研究所の標準的な人口推計手法によると、減少を続けていく見込みとなっております。ご意見として承らせていただきます。

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
33	(1) 施設等に関する基本的な考え方 広域化による近隣自治体との共同利用や、施設の集約化等について検討していきます。	将来、更なる町村合併が行われる際に、市町村間で公共施設等総合管理計画の進捗状況に差があると、合併の支障にならないとも限りません。市町村間で連絡協議会を立ち上げ、共同利用や集約化等について検討するだけでなく、進捗状況をお互いに確認する作業が必要ではありませんか。 あさぎり町も新たな公共施設の建設には慎重であるべきです。 議会棟の建設が検討されていると聞いていますが、そういう意味からも民意を聞き、慎重に対処してほしいです。	ご意見ありがとうございます。 本計画は公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。球磨人吉管内でも同様の計画策定を進めておりますので、情報共有を行っていきたいと思います。
33	(2) 施設保全に関する基本的な考え方 管理データを整備し、維持管理を実施し、修繕履歴データを蓄積することになっています。	蓄積するだけでなく、「一年に1回、体育館などの広い場所で、管理データおよび修繕管理データを町民に公開する。」ことを追記して欲しい。 これにより、職員・議員・町民が情報を共有し、本計画に対する理解と協力が得やすいと思われれます。	ご意見ありがとうございます。 本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。蓄積していくデータの活用方法も含めて、議会や審議会等の組織との調整をしながら、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
45	スポーツ施設 免田体育館	1、転倒防止のための機械設備、ボケ防止のための将棋教室、囲碁教室、マージャン教室、また、お年寄りのための料理の献立及び作り方を見られるビデオテレビを見ることのできるスペースつくる。 全国的にこの動きは大きなうねりとなり後期高齢者対策として先進的自治体取り組み大きな実績を残している。 この事業は車に乗れないお年寄りに今からのまちづくりに大事な事業になる。 車に乗れないお年寄りがあいて集まることの出来る場所は免田中学校後の利用をお願いします。	ご意見ありがとうございます。 本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。今後具体的な活用方法等も検討して参りますので、ご意見として承らせていただきます。

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
70-73	旧東庁舎	<p>1, 旧東庁舎と表記してありますが合併までの一連の流れでは法律的にも常識的にも体育館と表記すべきであります。</p> <p>この建物は町の中心部にあり、一番の有効な活用を考えるべきだと思います。</p> <p>第一章の町の概要にも示されているように高齢化社会は急速に進んでいます。特に、段階の世代へ人手がいるようになると都市部の高齢者の介護者が大量に不足するようになると言われ、今の計画の何倍のスピードで地方の若者が都市部に吸収されると識者は予測しています。</p> <p>自分のことは自分で守れと説いています。</p> <p>高齢者の健康増進とレクリエーション施設、防災避難場所など環境的にも多くの利用ができる最適の場所であります。</p> <p>まずいろいろの事業をするにも人が集まりやすい場所であることは町民誰もが認めるところです。</p> <p>舞台の改築をすれば須恵の文化ホールもいらなくなると思います。</p> <p>また、有事のときは福島原発でも水が一番大切だったように、水の大切さは被災地の人達が話されているように、飲み水の確保は自衛隊活動でどうにかできてもトイレの水はどうにもならないそうです。</p> <p>その点は水源地の横で水の用意はすぐにでき、ヘリポートもすぐ作ることができる運動場が横にあり、その上に炊事のできる施設も隣接しています。</p> <p>役場が災害対策本部になるとは思いますがその時の便利さもあさぎり町のどの場所ないとおもいます。</p> <p>また吉井グランドゴルフクラブは雨の日も免田体育館を使って練習をしたいと思えます。</p> <p>健康で幸福な町を目指すなら町民が安心する施策を。</p> <p>球磨盆地の人口の減少から見ると球磨人吉の合併は避けては、この地区は生き残れないと思えます。</p> <p>10年後を見据えて球磨人吉で広域的な話し合いを望みます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「旧東庁舎」の表記につきましては、あさぎり町庁舎等管理規則の中で、「東庁舎」の名称で取り扱っておりましたので、用途廃止しました現在は、「旧東庁舎」の名称で取り扱わせていただいております。具体的な活用方法等につきましては、今後策定していきます個別計画の中で検討させていただきます。</p>

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
70	施設概要表2行目 旧東庁舎 1721.39 ㎡ 1980年度建築 35年経過	あさぎり町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」と記述する。）を推進するに当たり基本となる固定資産台帳の正確な整備を図ること。 本計画書P70施設概要表2行目「旧東庁舎 1,721.39㎡ 1980年度建築 35年経過」と記載されていますが、正しくは、1980年度建築された当該施設は旧免田町総合体育館であって、旧東庁舎の建築は平成14年度で経過年数は14年が正確な記述と思慮されます、従って本計画書中「旧東庁舎」と記述されている箇所は「旧免田町総合体育館」に改めるべきだと考えられます。 その理由：旧東庁舎は平成14年11月5日付で合併特別交付金の交付申請し、免田町総合体育館を合併特別交付金をもって改装した施設であるから当然固定資産台帳には、免田町総合体育館の資産価格と合併特別交付金を合算した価格が台帳に記載されていなければなりません、しかも、合併特別交付金に係わる施設は既に用途廃止のうえ当該施設は撤去されていますので交付金相当額は減額され、当該台帳には「旧免田町総合体育館」の資産価格が残ることとなるはずです。	ご意見ありがとうございます。 固定資産台帳の整備につきましては、総務省公表の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に基づき、整備を行っております。
70	旧東庁舎	旧東庁舎（以下「旧免田町総合体育館」と記述する。）の利用について。 一般的に体育館本来の利用目的は、児童又は町民の体育増進・保持等の為の施設ですが、その他にイベントの会場等としての利用が挙げられます、特記すべきことは、先の熊本地震災害時に経験したとおり、災害が発生した時の避難所としての役割は、図り知れませんが、従って、この事を配慮して今後「旧免田町総合体育館」の整備を図ることを、次の理由で提言します。 1) 旧免田町総合体育館は町の中心部に所在すること。 2) 災害が発生した時災害対策本部が設置される役場に隣接していること。 3) 災害が発生した時救援ヘリポートとして利用できるグラウンドにも隣接していること。 4) 災害が発生した時の炊き出し及び支援物資の集積等に「農村婦人の家」も隣接していること。 5) 更に水源地にも隣接していること。	ご意見ありがとうございます。 本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。具体的な活用方法等につきましては、今後策定していきます個別計画の中で検討させていただきます。

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
24	2公共施設等総合管理計画の位置づけについて	<p>本計画は、本町の上位計画である「あさぎり町総合計画」を下支えする計画とあるが前・後期あさぎり町総合計画には、公共施設等の総合管理に対する具体的取り組み・指針も具体的に明記されていないのに下支えする計画は、根本から間違いである。あさぎり町の案は、大まか過ぎこれらをすべて見直し「あさぎり町公共施設管理（マネジメント）基本計画」を軸に推進する案を提示します。</p> <p>まずあさぎり町は、「あさぎり町公共施設管理（マネジメント）基本計画」を中心とし、「あさぎり町公共施設白書」（公共施設管理マネジメントのための基本的な方針）を作成する。次に「あさぎり町公共施設マネジメント基本計画」（あさぎり町公共施設等総合管理計画）総論を作成する。そして「あさぎり町公共施設等総合管理計画」（個別・分野別計画）を作成する。</p> <p>あさぎり町公共施設管理マネジメント基本計画の概要</p>	<p>ご意見ありがとうございます。本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。今後、本計画に基づき、公共施設白書に類似した資料作成を行う公共施設マネジメントシステムを導入し、取り組んでいく予定です。本計画は、必要に応じて見直しを行っていきます。</p> <p>次につづく</p>

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
24	2公共施設等総合管理計画の位置づけについて 前ページからのつづき	<p>公共施設等はまちづくりにおけるコミュニティの核となるものが多く、多様な役割を担っているため、公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止にあたっては、町民の理解と合意形成がとくに重要であり十分な話し合いや丁寧な説明を行ったうえで、余剰となった施設は、法令、条例等に従い転用、売却、貸付するなど公有資産の活用をすすめる。</p> <p>そして統廃合によって生じる残地や未利用地の利活用に関しては、利用しないで所有し続けることで失う利益(機会損失)を意識して検討することが必要であり「あさぎり町未利用地の利活用に関する方針」があれば方針に基づき全庁的な取り組みを実施する。</p> <p>未利用地の解消のため、迅速な事務手続きの執行や情報の集約・共有・整理に努め利活用の方向性を定めるにあたっての基本的な考えとする。</p> <p>今後、「総合管理計画」の総論に基づいて個別・分野別計画を策定し、それにあわせて「あさぎり町公共施設管理マネジメント基本計画」と位置づけ管理(マネジメント)を推進する。</p>	
26	推進体制について ②町民・議会との協働	<p>町は、案で町民・議会と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行うとしている。さらに作成した計画については、町民に公表し意見を反映できるよう積極的に取り組むとあります。</p> <p>現状はどうでしょう、計画を事前に公表したことはなく、秘密裏に計画を推進し既成事実を積み重ね町民、議会の承認、合意をえることなく事業をすすめた挙げ句利益を得ることもなく公費(税金)をドブに捨てるがごとく、ことごとく失敗しております。今も町内の温泉施設の見直しにおいても1つの計画を行政が押し付け町民の意見を聞こうとしない現体制では、到底町民の理解を得ることはできないでしょう。</p> <p>赤字経営の原因と責任の明確化を先にしないと今後も同じ税金の垂れ流し、無駄使いは、解消しません。しっかりとした事業計画を示し維持管理、ランニングコストを考えた設備投資、営業戦略を示し、予算管理、運営計画を示してからすすめてください。</p> <p>また公有財産利活用審議会の答申を受けて進めているとしていますが審議会の内容は、町民には説明も何もありません。当然審議会ですから今回の見直し案を示されたわけですからいくつかのプランニングがあり維持管理、設備投資、施設計画、財務計画などあらゆる面から見直し案を示されたと思います。誰が見ても納得する審議内容を公開するよう希望します。温泉施設統合説明会を平日1回ただけで町民に納得いく説明がなされていない状況下で町民からの要望には、再度の開催は必要ないとバツサリ切り捨てたと聞きます。さらに一部町会議員と執行部が結託して説明会は必要ないとされたと聞きます。町民の代表である町会議員が権力をかさに説明会を開催しないなど言語道断です。説明責任も果たさず都合のいい意見だけ聞いて推進体制が確立されるはずがありません。一部議員と役場執行部には、猛省し町民第一に考えた体制を整えていただきたい。このような現状下では、到底推進体制は、とれるわけがなく役場、議会に都合のいい解釈や各会合においても都合の良い人選では何もなりませんのでしっかりお考えください。年度ごとに検証を行い審議会、役場、議会を第三者による検証を行い緊張感のある協議ができるのでぜひ検証作業を制度化し公開してやって下さい。無駄もなくなり町民の意見も反映する方法だと確信します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 必要に応じて、町民の皆様への内容公表や計画の見直し等を行っていきます。</p>

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
26	職員の意識改革について	<p>今のあさぎり町役場の政策は、すべて自分たちの意見、政策が一番正しく、計画ありき、予算ありき成功しようが失敗しようが関係なく税金を使いければ自分たちの仕事は、完璧で責任はないという政策が現実です。また定められた法令条例を無視し、自分たちの自己都合により違法な条例解釈をして町有財産の売却をこころみるなど法令順守に欠けております。まずは町長以下職員全員が法令順守のためしっかりと地方自治法をはじめとする基本法を学習し応用できるレベルまで全職員がしっかりと研修を積んで下さい。そして行政の押し付け、きめつけを辞めるべきです。行政が旗を振れば振るほど地域のためにならないからです。行政は、手助けに徹するべきです。出来ないんじゃないかとどうすれば出来るかを考えるべきです。土木系の専門職の職員も少ない。少ないのならどうするか専門職がいなければ費用も業者の言うがまま反論も出来ないコスト削減どころかコスト増になりかねません。専門職を増やすか、研修に金をかけ専門職に育てるかです。若い職員に投資し研修を受けさせればその知識が経験を生み向こう30年安泰となります。そのへんから意識改革しないと財政が減るなか今までとおりの2割増しどんぶり勘定では、町民サービスは低下し行く行くは、財政が破たんし再建団体になる可能性もありしっかり先を見据えた意識改革を断行してもらいたい。今がよければという考えは捨てていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 ご意見として承らせていただきます。</p>
28	公共施設等の管理に関する基本方針について	<p>1) 建設系公共施設 建設系公共施設については、維持管理の最適化、施設性能の最適化、施設機能の最適化施設総量の最適化といった4つの方針を柱として推進し施設類型ごとの方針を整理する上で必要な財務、品質、供給の3つの視点に対応させ、基本的な考え方とそれに対する目標を示すことです。</p> <p>財務・品質・供給に関する基本的な考え方 財務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理をより効率的に実施することで、経費の圧縮を図ると共に、施設の状態を良好に保ち、利用者の快適性を高める。 ・総量縮減と長寿命化を進めることで更新費及び維持管理経費の圧縮を図る。 ・計画的な修繕や更新を行うことで単年度に発生する費用の分散・平準化を行う。 ・計画的保全のための財源（公共施設保全積立基金）確保を行う。 ・施設整備を検討する際には、施設整備を行う場合と賃借や民間施設等の活用を行う場合を比較しライフサイクルコストでより効率的な方法を検討する。 <p>（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理経費を平成〇〇年度までに本年度比で〇〇%以上削減するとした数値目標を明記する。 ・標準化された仕様書、管理マニュアルに基づく管理体制を確立する。 <p>品質について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に建築されている建築系公共施設については、中長期的視点から計画的な保全整備を行うことで、劣化の進行を遅らせ長期に亘って使用できるようにする。 ・今後建築する建築系公共施設については、空間の自由度や躯体の耐久性を高めることで、より長期間使用が可能となるよう検討する。 <p style="text-align: right;">次につづく</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。既に策定している個別施設の長寿命化計画等や、今後策定する個別計画等と整合性を図りながら、具体的な目標を検討していきます。また、必要に応じて本計画の見直しを行っていきます。</p>

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
28	<p>公共施設等の管理に関する基本方針について</p> <p>前ページからのつづき</p>	<p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化に向けた計画的保全の実施体制を確立する。 <p>供給について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の性能・機能や将来的な需要など踏まえて保有施設の適正量を見め、余剰となる施設の再編・処分等を行うことにより総量の縮減を図る。 有効活用されていない施設については、将来的な需要も視野に入れながら法令、条例を順守し用途変更や複合化など施設の再配置を進める。 <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設総量(延床面積)を平成〇〇年までに本年度比で〇〇%以上縮減。〇〇年度までに〇〇%以上縮減する数値目標明記する。 機能再編を図ることにより、施設の利用満足度を高める。 <p>点検・診断等について</p> <p>(点検) 建築基準法第12条、消防法第17条の3等諸々の法令に基づく点検を役場職員若しくは、業務委託の受託者また指定管理者により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第12条に基づく点検の対象外の施設は、施設管理者が計画的に自主点検を実施する。 建物と設備の視点から配慮すべきポイントや正しい使用方法などを定めた「施設の日常管理マニュアル」を作成しそのマニュアルに従って日常管理を実施する。 <p>(診断)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築・設備の経過年数や修繕・改修履歴、日常の管理における問題点から建物性能の劣化状況の具体的な把握が優先的に求められる施設について修繕計画の精度を高めることを目的に劣化診断を実施し、その結果を記録する。劣化診断は施設管理者ヒアリング及び図面確認、目視調査を基本とする。修繕・改修措置の状況等により、必要に応じて非破壊計測調査及び破壊調査の実施も検討する。 <p>維持管理・修繕・更新等について</p> <p>(維持管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理業務(日常の運転、保守、点検、清掃、環境衛生管理など)の発注に係る仕様を標準化するための「施設維持管理に係る委託業務について(ガイドライン)」を定め、運用する。 見積額の厳正な査定により委託金額の適正化を図りつつ、一括契約や複数年契約など、効率性・合理性を視野に入れた契約方式の導入を検討します。 公共施設等の維持管理に係る年間データ(「運転・保守費」「清掃費」「警備費」「経常的修繕費」「光熱水費」「賃借料及び使用料」など)を収集、記録し、一元的、経年的に管理・蓄積するため、統一された記録様式による「施設維持管理台帳」を作成し、継続的なモニタリングを行う。 「施設維持管理台帳」を元に、同一施設区分の施設におけるデータの相対的な差異及びその要因を分析し、課題が見られる施設について、適切な改善措置を実施する。 <p style="text-align: right;">次につづく</p>	

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
28	<p>公共施設等の管理に関する基本方針について</p> <p>前ページからのつづき</p>	<p>(修繕)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の中長期修繕計画に基づき、予防保全的な修繕を計画的に行う。 ・中長期修繕計画で対象となる施設、修繕項目を拡大し、より広範囲に計画的な修繕を進める。 ・中長期修繕計画の対象としていない施設について、計画的な保全が必要と考える部位については、各施設管理者が計画的な修繕に努める。 <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築や増改築を行う場合は、総量が増加しないように既存施設の調整を図ります。 <p>安全確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検の結果に基づき、施設の損傷、腐食、その他劣化状況を把握し安全に影響を及ぼすものについては、適正に修繕する。 ・「施設の日常管理マニュアル」により施設管理者自ら施設の不具合に気づき、安全に影響を及ぼす前の対処に努める。 <p>耐震化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化を実施していない施設については、施設の存廃の判断を行い、存続させる方針の施設については耐震化を進める。 ・民間施設との複合施設については、建物全体の方針に沿った耐震化の方策を検討する。 <p>長寿命化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設をより長期に亘って使用するため、目標とする使用年数・性能水準や改修基準、維持管理等の要素を定めた「公共建築物長寿命化指針」を策定し、適用する。 ・新築・増改築する施設をより長期に亘って使用するため、長寿命の資材・機器類の採用、省エネルギー・省資源化や保守の効率化等の要素を定めた「ライフサイクルコスト削減のための設計指針」を策定、適用します。 ・民間施設との複合施設については、建物全体の方針に沿った長寿命化の方策を検討する。 <p>統合や廃止について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設存廃の判断と合わせて施設機能の最適化を行い、施設総量の縮減を図る。 ・廃止・余剰となった施設について法令、条例に則り転用、売却、貸付などの資産活用を図り情報を公開します。 ・施設の統合や廃止にあたっては、町民の理解と合意形成が特に重要であり、行政の一方的な方策は現に慎み十分な話し合いと丁寧な説明を行います。 <p>行政は町民、議会の説明、承認なしに行政の独断での計画の推進や協定等を締結するなどの行為は行わないこととする。</p> <p style="text-align: right;">次につづく</p>	

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
28	<p>公共施設等の管理に関する基本方針について</p> <p>前ページからのつづき</p>	<p>総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マネジメント担当による一元的な統括推進体制及び各所管の施設担当との全庁横断的な連絡体制を強化する。 ・技術職員が配置されていない施設所管課への協力体制を強化する。 ・庁内における研修等の実施等により、公共施設マネジメントの考えに対する庁内浸透を図り、人材を育成し適切で効率的な施設の管理体制を構築する。 ・公共施設等の維持管理に係る年間データを記録する「施設維持管理台帳」、公共施設等の計画的保全に係る基本情報等を管理、蓄積する「施設供給管理台帳」をデータベースとしてまとめ、GIS（地理情報システム）と連動したデータベースシステムの構築を行い、情報管理の体制を構築していく。 ・管理（マネジメント）の取組み方策の効果検証及び適切な改善措置をPDCAサイクルの推進により実施する。 	
30-32	<p>公共施設等の維持管理方針について</p>	<p>地方公共団体が策定する管理計画は、公共施設の利用実態及び劣化状態、国から配布される地方交付税交付金、将来の歳出変化、公共施設の統廃合等に伴う地域住民との合意形成等が関係してくるため議会、住民も納得のいく方針を示していただきたい。</p> <p>1) 施設の劣化状況の把握</p> <p>施設の劣化判定について、管理計画に統一された策定マニュアルがないため、劣化判定結果を公表し管理計画に活用する。劣化状況を考慮せず安易に簡易試算ソフトによる建設時からの経過年数のみで建て替え（更新）、大規模改修の時期を設定し費用試算を行っている事例もあるため、今後は、建て替え（更新）及び大規模改修での費用試算の妥当性を劣化状況に応じて個別に検証する必要があると思われる。</p> <p>2) 支出可能額と必要費用の均衡化</p> <p>今後歳入状況が変化するのであれば財政面を考慮し公共施設へ支出可能な予算額の推測及び計画の見直しが必要となる。支出可能額は、不確定であることを留意し、公共施設ごとの劣化状況を考慮し長期修繕、建て替え（集約・複合・転用）及び廃止等の計画と費用算出を行い均衡点を探る必要がある。</p> <p style="text-align: right;">次につづく</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めた計画になります。今後、具体的な対策を検討していく中で参考とさせていただきます。</p>

ページ №	該当箇所	いただいたご意見	町の考え方
30-32	公共施設等の維持管理方針について 前ページからのつづき	<p>3) 公共施設縮減の優先順位</p> <p>地域内で分割し、地区の人口推移や世帯割合を指標に公共施設の配置状況、地域住民の利用範囲、その施設への交通手段等の地域性に踏み込んだ調査を実施したうえで関連する公共施設の縮減や拡充を検証し議論すれば皆さん納得いくでしょう。今のあさぎり町は、ろくな調査、意見集約もせず行政の押し付けで計画がなされ住民第一ではなく役場の計画、予算ありきの体制では良い街が出来るはずがなく夢のない町では、どんどん人が減るばかりです。あさぎり町の温泉施設の統廃合等についても25年以上たち劣化状況が極めて悪い施設を億の公費をかけて改装する計画、まだ10年ほどしか経っていない施設を廃止一般的に考えても財政面を考えても常識とは逆の計画としか思えません。事業計画、財務計画も示さず1つの案に固執する体制が理解できません。一般的には、行政、民間を通じて多様な案を求めその中から最適な計画が進行されるのが本来あるべき姿です。公共施設の統廃合等については地域住民との合意形成が最重要であり地域性を考慮したわかりやすい計画資料の準備が必要と思います。健康なまちづくり政策を掲げるあさぎり町が社会保障費削減を目指さず健康な高齢者の憩いの場を奪うような政策を改めるべきです。健康に日々過ごすことを目指す政策なら介護施設に健康な高齢者を押し付けるような政策でなく社会保障費がどうすれば削減できるかを考慮し公共施設の縮減の優先順位を考える必要があると思われまます。</p> <p>4) 国及び都道府県等による市町村支援</p> <p>インフラ維持管理支援策として市町村へ維持管理に精通した技術者派遣の仕組みがある。2016年からインフラ関連での知識や経験をもった民間技術者を地方公共団体に配置し点検、診断、補修、修繕、計画策定といったメンテナンス事務の補助や助言をする「技術者派遣」が試行されています。こうした試みをあさぎり町は最大限活用すべきです。</p>	